

議案第83号

字の区域の変更について

字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

加西市長 高橋晴彦

記

字の区域の変更 別紙のとおり

別紙

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
北条町 東高室	西ノ出口	20の2の一部、20の3の一部	北条町 東高室	コブチ
	西ノ出口	20の1の一部、20の2の一部、20の3の一部、 21の一部、22から26まで、26の1、31		宮ノ本
	コブチ	91の1の一部、91の2の一部、92の一部、93の一部、 94の一部、95の一部		茶ノ前
	茶ノ前	137の2の一部、148の3の一部		
	宮ノ本	816の1の一部		
	コブチ	95の一部、96の4の一部		向林
	向林	153の一部、156の2の一部、159の一部、160の一部、 161、162の一部		
	茶ノ前	141の一部		
	東代	475の9、475の10、476の1		大沢
	京尾	561の1、562の1、563の1、563の2、 563の3の一部、564の2、565の2、565の6		
	京尾	549の一部		東代
	宮ノ本	786、794の5		
	東代	476の3、496の2の一部、496の3の一部		京尾
	東中野	697の一部、698の一部、699の1の一部、700の一部、 701、702、708の3		
	京尾	578の一部、580の一部、581の1の一部、 581の2の一部、582の一部		東中野
	西中野	856の1の一部、857の一部、858の2の一部、 859の2の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番については、令和7年1月1日現在の地番である。

(審議資料)

加西市北条町東高室地区における土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

（後掲参照）

加西市営 東高室地区 字区域変更図



縮尺=1/5000

